

神勞発雇均0316第1号の2
令和2年3月16日

各団体の長 殿

神奈川労働局長

職場における新型コロナウイルス感染症の影響による
労働者の休業等に係る企業支援策について

日頃より労働行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
厚生労働省及び神奈川労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるように、幅広い支援を行っています。

企業の皆様には下記リーフレットにごございます各種助成金制度等を是非ご活用いただき、新型コロナウイルスの影響を受ける労働者の皆様が休みやすい環境整備にご協力をいただきたく、貴団体会員等に広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、下記リーフレットを含め最新の情報については、厚生労働省のホームページに掲載されますので、下記リンク先についても周知方併せてお願いいたします。

記

○リーフレット

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について
2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（詳細版）
3. 新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンターの設置を開始します
4. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を追加実施します
5. 「時間外労働等改善助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について 労働者が安心して働くことができる環境整備のための支援策があります

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるように、幅広い支援を行っています。

企業の皆さま、今回ご紹介する各種助成金制度等を是非活用いただき、新型コロナウイルスの影響を受ける労働者の皆様が休みやすい環境整備にご協力をお願いします。

- **1 2** の申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続きが決まり次第、早急に周知します。
- 制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、周知します。

1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度の創設）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設いたします。

対象事業主	支給額
①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給（※1））の休暇を取得させた事業主。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※2）に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども （適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇） ※1 年次有給休暇の場合と同様 ※2 小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等	休暇中に支払った 賃金相当額 ×10/10 ※ 1日あたり8,330円を支給上限 ※ 大企業、中小企業ともに同様

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。先行拡充した特例措置に加え、**クーリング期間要件の撤廃**、**被保険者期間要件の撤廃**を行います。また、助成対象となった事業主が感染拡大防止に資するために行う一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業も対象となります。

加えて、他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、さらなる特例措置を講じます。

一般的な場合	宣言を発出して活動の自粛を要請している地域 （現時点では北海道）（一定期間内）
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒ 全業種（※2月28日に先行拡充済）	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 （3か月10%以上低下 ⇒ 1か月10%以上低下 ）	生産指標要件 → 満たすものとして扱う
被保険者が対象	被保険者以外の労働者も対象
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）
計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	
クーリング期間要件の撤廃 （前回の支給対象期間満了日から1年経過していなくとも助成等）	
被保険者期間要件の撤廃 （被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象）	

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った、中小企業事業主を助成するために、要件を簡素化した特例コースを設けました。

（事業実施期間：令和2年2月17日～令和2年5月31日）

● 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 （助成対象の取組） ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 ※ 事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	補助率 1/2 1企業当たりの上限額 100万円

● 職場意識改善特例コース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む 中小企業事業主 （助成対象の取組） ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等 ※ 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が 利用できる特別休暇の規定を整備すること	補助率 3/4 1企業当たりの上限額 50万円 ※ 事業規模30名以下かつ労働 能率の増進に資する設備・機 器等の経費が30万円を超える 場合は、4/5を助成



助成金の詳細

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、「休業手当」の支払い義務があります。

- 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払う必要があります。不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。
- 具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。
- 上記「休業手当」の支払い義務は外国人労働者にも適用されます。また、1～3の助成金について、労働者である従業員の国籍は問いません。

▶ 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（企業の方向け）

- 厚生労働省ホームページでは、労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）について、以下のようなQ&Aを掲載しています。是非ご覧ください。

Q 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

Q 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

Q 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。



▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による「労働相談」について

- 各都道府県労働局に「特別労働相談窓口」を設置しております。事業主等からの助成金や休業手当等に関する相談に対応しています。
- 労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。



労働者が安心して働くことができる環境整備の取組について、今後も施策の充実を行ってまいります。各施策の詳細に関しては、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページをご覧ください。



令和2年3月9日作成

※順次更新し、厚生労働省HP(小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援)に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (詳細版)

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に
通う子ども

(2) 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染し
たおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次
有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する
助成金制度を創設します！

【助成内容】

令和2年2月27日から3月31日において、

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

* 1日1人当たり8,330円を助成の上限とします。(大企業、中小企業ともに同様)

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等をした」とは

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者



- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い



「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日
(※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外)
- ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い



- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無



- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○労働者に対して支払う賃金の額



- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急にお知らせします。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局を通じてお知らせします。

新型コロナ 休暇支援 検索



厚生労働省・都道府県労働局

令和2年3月 日作成

報道関係者 各位

令和2年3月13日

【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課：尾田、東江

就業子育て世代支援対策室：藤枝、篠崎

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に対応する 保護者支援等に関するコールセンターの設置を開始します

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わない新たな助成金制度を創設するとともに、個人で業務委託契約等で仕事をされている場合にも支援を広げることとしています。

本日、これらの支援に関するお問い合わせを受け付ける、「学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター」を以下のとおり設置いたしましたのでお知らせいたします。

なお、収入の減少等により、当面の生活費が必要な方を支援するための、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例についても、一般的な相談に対応できるようにしていきます。

助成金・支援金の申請受付の開始時期や手続等の詳細に関しても、決まり次第速やかにお知らせいたします。

<学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター>

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

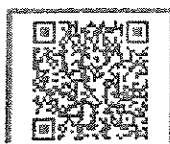
以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。
- ・小学校の休校により、大半の労働者が長期的に休暇を取得することにより、生産体制の維持等が困難になり営業を中止した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



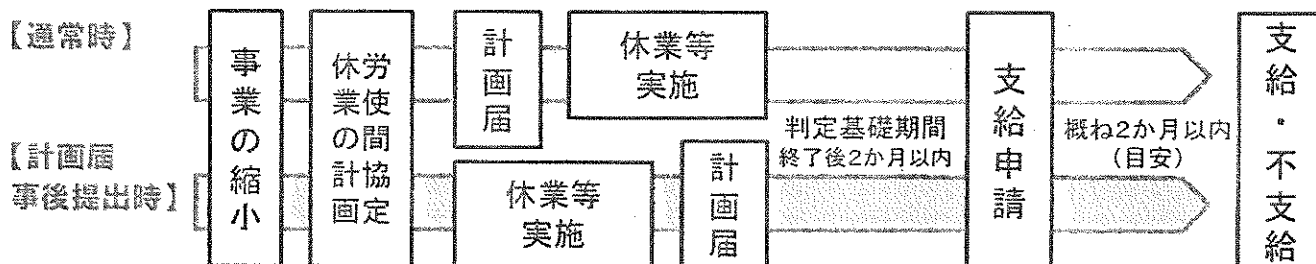
助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ

1～3判定基礎期間
(1か月単位で1～3か月)



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届
事業活動の状況に関する申出書
(新型コロナウイルス感染症関係用)

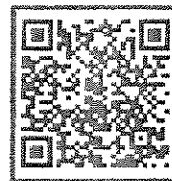
休業予定日、規模等を記載。

事業縮小の状況を記載。

【添付】労使協定書

- ・ 労使協定書
- ・ 労働者代表確認書類
- ・ 生産指標(売上高等)のわかる書類
- ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等

【添付】事業所の状況に関する書類
(生産指標は届出前月の数値で確認します。)



◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ① 休業の実施予定時期・日数、② 休業の時間数、
- ③ 対象となる労働者の範囲及び人数、④ 休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合にに応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
 - 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
 - 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
 - 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。
- 詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
- 支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当額の算定基準の整理にご協力ください。**

中小企業事業主の皆さまへ

「時間外労働等改善助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援します！

「時間外労働等改善助成金」（※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けます。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース	職場意識改善特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります	新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新 等
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。 〕	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成 上限額：50万円

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階

お問い合わせ先

職場意識改善特例コース

最寄りの

都道府県労働局雇用環境・均等部
又は雇用環境・均等室



ご利用の流れ 対象事業主の取組等についてお電話にて確認ください。

（注）令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があり得ます。

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

☐	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例)・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	☐	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		☐	労務管理担当者に対する研修
		☐	労働者に対する研修、周知・啓発
		☐	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

職場意識改善特例コース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

支給対象となる取組

新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

☐	就業規則等の作成・変更	☐	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
☐	労務管理担当者・労働者に対する研修	☐	人材確保に向けた取り組み
☐	労務管理用機器の導入・更新	☐	労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新(パソコン等の購入費用は対象となりません)

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 3/4 (50万円が上限) ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

※同一の措置内容については、2つのコースから助成金の支給を受けることはできません。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲		
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

ご利用の流れ

① 「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は5月29日(金))

交付決定

② これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

③ 取組終了後、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に支給申請(締切は7月15日(水))
※令和元年度に交付決定を行ったものは、3月25日(水)までに支給申請